



議案第八十五号

公営三朝ユースホテル管理条例の一部改正について

次のとおり公営三朝ユースホテル管理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年八月十二日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年八月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

公営三朝ユースホステル管理条例の一部を改正する条例

公営三朝ユースホステル管理条例（昭和三十八年三朝町条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「鳥取県との使用貸借契約並びに鳥取県が定める運営基準に基づき」を削り、同条に次の一項を加える。

2 町長は、ユースホステルの経営について、その一部又は全部を個人又は法人に委託することができ、この場合において、委託を受けた者は、町長と密接なる連絡のもとに、その健全な経営の確保に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年八月一日から適用する。